

日本リウマチ財団登録医規則

平成 8 年 9 月 26 日全部改正
平成 14 年 6 月 26 日一部改正
平成 15 年 6 月 24 日一部改正
平成 23 年 6 月 21 日一部改正
平成 24 年 7 月 1 日一部改正
平成 28 年 9 月 1 日一部改正

(制度の目的)

第 1 条 日本リウマチ財団登録医制度は、リウマチ科医はじめ関連診療科の医師に対して、リウマチ性疾患の診断、治療に関する幅広い知識や臨床的な最新情報を研修会や種々の情報ツールを用いた研修プログラムをもとに提供し、医療技術の進歩と治療水準の向上を図るとともに、地域医療連携等により、リウマチ性疾患に対する系統的治療を実現し、国民の健康と福祉に貢献することを目的とする。

(登録)

第 2 条 公益財団法人日本リウマチ財団(以下「財団」という。)は、前条の目的を達成するため、公益財団法人日本リウマチ財団登録医(以下「リウマチ財団登録医」という。)の登録を行う。(欧文標記を Registered Physician to Japan Rheumatism Foundation (RPJRF) とする。)

(登録医の資格)

第 3 条 リウマチ財団登録医の登録資格は、現在に至るまで引き続き 3 年以上リウマチ性疾患の診療に関わり、過去 5 年間に於いて 30 名以上のリウマチ性疾患診療患者名簿を有する臨床医で、次の各号の要件を満たし、日本リウマチ財団登録医、日本リウマチ学会リウマチ専門医、日本整形外科学会認定リウマチ医のいずれか 2 名の推薦を受けた者とする。

- (1) 30 名以上のリウマチ性疾患診療患者名簿のうち、20 名についてはリウマチ性疾患診療記録を提出すること。
- (2) 財団が主催し、又は認定する教育研修会(以下、「教育研修会」という。)出席による単位及び財団の教育研修教材 e ラーニング(以下「e ラーニング」という。)修得により、教育研修単位 20 単位以上を取得した証明書を有すること。

(資格審査及び登録)

第 4 条 リウマチ財団登録医の資格審査(以下「審査」という。)は、原則として毎年 6 月に行う。

2 リウマチ財団登録医を希望する医師は、次の各号の書類に審査料を添えて財団に提出するものとする。

- (1) 登録医申請書
- (2) 履歴書
- (3) 第 3 条各号の要件を満たすことを証する書類等

3 審査は、書類審査による。

- 4 代表理事は、審査に合格した者をリウマチ財団登録医名簿に登録し、リウマチ財団登録医証を交付する。リウマチ財団登録医証の交付を受ける者は、登録料を納付しなければならない。

(登録の有効期間)

- 第5条 リウマチ財団登録医の登録は、登録の日から5年を経過したときは効力を失う。ただし、登録医資格の再審査を受けることにより効力を更新する。

(登録医資格の再審査)

- 第6条 リウマチ財団登録医であって、引き続きリウマチ性疾患の診療に従事し、リウマチ性疾患診療患者名簿20名以上を有する者であって、教育研修会及びeラーニングにおいて20単位以上を取得した者、又は教育研修会に5回以上出席し、eラーニング修得による単位を含め10単位以上を取得した者はリウマチ財団登録医資格の再審査を受けることができる。

- 2 リウマチ財団登録医資格の再審査を受けようとする者は、次の各号の書類に登録更新料を添えて財団に提出するものとする。

- (1) 登録医資格更新申請書
- (2) 第1項の要件を満たすことを証する書類等

- 3 第4条第1項、第3項及び第4項(同項後段の規定を除く)の規定は、登録医資格の再審査について準用する。

(登録医資格の再審査の特例)

- 第7条 次に掲げる者は、前条第1項の規定に該当しない場合においてもリウマチ財団登録医資格の再審査を受けることができる。

- (1) 登録の有効期間満了時において65歳以上であり、その時まで継続して10年以上リウマチ財団登録医である者。
- (2) 登録の有効期間満了時まで継続して15年以上リウマチ財団登録医である者。
- (3) 日本リウマチ学会リウマチ専門医
- (4) 日本整形外科学会認定リウマチ医

- 2 前条第2項第2号の規定は、前項に規定する者については適用しない。

(登録の取消)

- 第8条 リウマチ財団登録医としてふさわしくない行為があったと認められるときは、代表理事は、その者の登録を取り消すことができる。

- 2 代表理事は、前項の規定により登録を取り消そうとするときは、リウマチ専門職委員会の意見を聞かなければならない。

附 則

- 1 この規則は平成 8 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 改正前のリウマチ登録医制度規則（以下「改正前の規則」という。）によって行われたリウマチ登録医の登録は、この規則によって行われたものとみなす。
- 3 改正前の規則によって設置されたリウマチ登録医審査委員会は、この規則によって設置されたものとみなす。
- 4 リウマチ登録医資格維持規則は、廃止する。
- 5 改正後の規則は、平成 14 年 6 月 26 日から施行する。
- 6 改正後の規則は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。
- 7 改正後の規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 改正後の規則は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。
- 9 改正前の規則に基づいて登録したリウマチ登録医は、この規則によって登録した日本リウマチ財団登録医とみなす。
- 10 改正後の規則は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

日本リウマチ財団登録医規則施行細則

平成 23 年 3 月 22 日一部改正

平成 24 年 7 月 1 日一部改正

平成 28 年 9 月 1 日一部改正

(登録の申請)

第 1 条 登録の申請受付期間は、毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までとする。

2 日本リウマチ財団登録医規則（以下「規則」という。）第 4 条第 2 項第 1 号の申請書には、医師免許証の写しを添えなければならない。

(審査料等)

第 2 条 規則第 4 条第 2 項の審査料は、1 万円とする。

2 規則第 4 条第 4 項の登録料は、2 万円とする。

3 規則第 6 条第 2 項の登録更新料は、2 万円とする。ただし、日本リウマチ学会リウマチ専門医又は日本整形外科学会認定リウマチ医である者については、1 万円とする。

4 納付された審査料、登録料又は登録更新料は、返却しない。

(審査結果の通知)

第 3 条 代表理事は、審査結果を申請者に通知する。

(海外留学等の場合の申請についての特例)

第 4 条 リウマチ財団登録医であって海外留学等の理由により第 1 条第 1 項に規定する期間に申請を行うことができない者は、あらかじめ申請受付期限の延期を求めることができる。この場合においては、当該申請を行うことができない事情を証する資料を提出しなければならない。

2 前項に規定する申請受付期限の延期を認められた者は、帰国等によりその事情が解消したときは、速やかに申請書を提出しなければならない。

附 則

1 この細則は、平成 8 年 9 月 1 日から施行する。

2 リウマチ登録医資格維持規則実施細則は、廃止する。

3 改正後の細則は、平成 23 年 3 月 22 日から施行する。

4 改正後の細則は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

5 改正後の細則は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。